

改元に関するお知らせ

天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)に基づく皇位の継承に伴い、5月1日に元号が「平成」から「令和」に改められることとなります。

つきましては、農業者年金基金における改元対応について、下記のとおりお知らせします。

○ 通知書等の取り扱い

改元日以降に当基金から送付される通知書等について、改元日後の日が「平成」で表記されている場合であっても、当該表記は有効なものとして取扱いされますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○ 届出書等の取り扱い

2019年5月1日以後の日の元号が「平成」と表記された様式を利用して届出される場合は、可能な限り「令和」に補正(訂正印は不要)の上、ご提出をお願い申し上げます。

なお、元号が補正されていなくとも受付いたします。

○ 受付印の取り扱い(業務受託機関の方)

受付印につきましては、「農業者年金業務資料1 農業者年金業務の手引き」P94及びP95の受付印の規格を参考に各受託機関にて調製をお願いいたします。調製に係る費用は業務委託手数料から支出が可能です。

なお、業務委託手数料から当該費用を支出した場合は、支出したことが証明できる領収書等を5年間保管してください。

お問い合わせ先

独立行政法人農業者年金基金

03-3502-3942(企画調整室)

03-3502-3944(適用・収納課)

03-3502-3945(給付課)

03-3502-3199(専門相談員)